

健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

令和7年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告します。

1 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全性を判断するための指標として算定するものです。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられています。

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度	対前年度比	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.83	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.83	30.00
実質公債費比率	7.9	7.3	△ 0.6	25.00	35.00
将来負担比率	14.1	15.3	+ 1.2	350.00	

※ 「—」は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されないことを意味します。

(参考：実質公債費比率、将来負担比率及び将来負担額の推移)

	平成20年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対20年度増減
実質公債費比率	16.7％	8.0％	7.7％	7.6％	7.9％	7.9％	7.3％	△9.4％
将来負担比率	132.7％	43.6％	28.4％	20.4％	15.6％	14.1％	15.3％	△117.4％
将来負担額	907億円	755億円	735億円	695億円	691億円	650億円	649億円	△258億円
対前年度増減	△1億円	△25億円	△20億円	△40億円	△4億円	△41億円	△1億円	

<各年度における主要事業>

将来負担額削減に努めつつも、防災対策事業や学校教育施設整備事業、子ども子育て支援事業など喫緊の課題にも積極的に投資を行っています。

令和2年度：海岸防災林強化事業、認定こども園施設整備事業

令和3年度：海岸防災林強化事業、認定こども園施設整備事業

令和4年度：海岸防災林強化事業、認定こども園施設整備事業

令和5年度：海岸防災林強化事業、教育施設設備改修事業

令和6年度：海岸防災林強化事業、教育施設設備改修事業、同報無線整備事業、地域振興基金造成事業

令和7年度：海岸防災林強化事業、教育施設設備改修事業、同報無線整備事業、地域振興基金造成事業

学校教育ICT化事業、22世紀の丘公園改修事業、いこいの広場改修事業

2 資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	
公共下水道事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	
浄化槽市町村設置推進事業会計	—	—	

※ 「—」は、資金不足比率が算定されないことを意味します。

健全化判断比率について

財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政指標が一定水準以上に悪化した場合に財政の早期健全化や再生を義務づけること等を内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる財政健全化法）が定められた（平成 19 年 6 月 22 日公布）。

1 健全化判断比率の公表と財政の早期健全化

- ・毎年度、4 つの健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

※指標の公表は平成 19 年度決算から適用

- ・健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」、財政再生基準以上の場合は「財政再生計画」を財政状況悪化の要因分析を踏まえ必要最小期間で各基準を下回るべく作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならない。

※財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成 20 年度決算から適用

（早期健全化基準及び財政再生基準）

	早期健全化基準	掛川市	財政再生基準	掛川市
実質赤字比率	市 11.25～15%、県 3.75%	11.83	市 20%、県 5%	20.00
連結実質赤字比率	市 16.25～20%、県 8.75%	16.83	市 30%、県 15%	30.00
実質公債費比率	市、県とも 25%	25.00	市、県とも 35%	35.00
将来負担比率	市 350%、県 400%	350.00		

（参考）令和 6 年度決算における財政再生団体等

- ① 財政再生団体（1 団体）
北海道夕張市
- ② 財政健全化団体（該当なし）

2 掛川市の令和7年度における健全化判断比率の状況

- (1) 実質赤字比率
(2) 連結実質赤字比率
- いずれも黒字であることから、数値欄は「－」にて表示される。

＜実質赤字比率＞

一般会計等(※)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものであり、仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模(※)と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものである。

なお、実質収支が黒字の場合、算出値はマイナスで表され、数値欄には「－」の表示をすることになっている。

※一般会計等 …… 一般会計＋公共用地取得特別会計＋掛川駅周辺施設管理特別会計

※標準財政規模 …… 標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

【実質収支額】

(単位：千円)

	歳入決算額	歳出決算額	繰越する財源	実質収支額
一般会計	59,254,234	57,245,842	89,726	1,918,666
公共用地取得会計	536,189	2,541		533,648
駅周辺施設管理会計	67,766	67,766		0
一般会計等 計	59,858,189	57,316,149	89,726	2,452,314

$$\text{計 } 2,452,314 \div \text{標準財政規模 (29,414,378)} = 8.33\% \rightarrow \Delta 8.33\%$$

＜連結実質赤字比率＞

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額（連結実質赤字額）を、その団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額で除したものの。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源として事業を実施する会計（公営事業会計）があり、公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要がある。このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものである。

なお、連結収支（実質収支、資金不足・剰余額の合計）が黒字の場合、算出値はマイナスで表され、数値欄には「－」の表示をすることになっている。

【実質収支額】

(単位：千円)

	歳入決算額	歳出決算額	繰越する財源	実質収支額
一般会計等 計	59,858,189	57,316,149	89,726	2,452,314
国保会計	11,507,814	11,283,195		224,619
介護保険会計	10,656,496	10,277,643		378,853
後期高齢者医療会計	1,920,518	1,912,072		8,446
小 計	83,943,017	80,789,059	89,726	A 3,064,232

【資金不足・剰余額】

(単位：千円)

水道事業会計	流動資産額			
	2,723,744			
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	742,759	249,221		2,230,206
簡易水道事業会計	流動資産額			
	16,294			
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	546	0		15,748
公共下水道事業会計	流動資産額	△控除財源		
	453,943	27,491		
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	1,576,326	1,216,523		66,649
農集排事業会計	流動資産額			
	79,263			
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	196,852	120,617		3,028
浄化槽設置事業会計	流動資産額			
	59,064			
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	106,446	49,881		2,499
小 計	流動資産額	△控除財源		
	3,332,308	27,491		
	流動負債額	△控除企業債等		資金不足・剰余額
	2,622,929	1,636,242		B 2,318,130

合計 (A+B) 5,382,362 ÷ 標準財政規模 (29,414,378) = 18.29% → △18.29%

(3) 実質公債費比率 = 7.3%

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(※)を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3年間の平均値。

(※) = 繰出金のうち公営企業債償還の財源、一部事務組合等への負担金のうち地方債償還の財源、債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの

なお、実質公債費比率は、地方公共団体の起債が許可制から協議制へと移行したことに伴い、許可団体の新たな判断基準として平成18年度に導入された指標であり、財政健全化法においても健全化判断の指標のひとつになったもの。実質公債費比率が18%を超えると起債をする際に県の許可が必要な「起債許可団体」になり、「公債費負担適正化計画」を作成し、同比率の適正化を図らなければならない。

$$\text{3年間平均} = (\text{R5年度 } 8.47469 + \text{R6年度 } 7.35375 + \text{R7年度 } 6.21277) \div 3 = \underline{\underline{7.3\%}}$$

(小数点第2位切捨)

(参考) 令和7年度(単年度)の比率算出

A (地方債の元利償還金)	5,078,945 千円	(対前年度 +61,288 千円)
B (地方債の元利償還金に準ずるもの)	1,822,817 千円	(対前年度 △382,127 千円)
C (特定財源)	1,382,952 千円	(対前年度 +16,539 千円)
D (交付税算入額)	3,935,890 千円	(対前年度 △111,976 千円)
E (標準財政規模)	29,414,378 千円	(対前年度 +776,032 千円)

$$(A + B - C - D) \div (E - D) \times 100 = 6.21277 \%$$

(4) 将来負担比率 = 15.3%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(※)を、標準財政規模を基本とした額で除したものの。

(※) = 年度末地方債現在高、債務負担支出予定額、他の会計及び一部事務組合等の元金償還金及び赤字額に充てる負担金、全職員の退職手当見込額、市が設立した法人の負債額の計から償還額等に充当できる基金等を引いたもの。

地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものである。

A (将来負担額)	64,873,250 千円	(対前年度 △120,861 千円)
B (充当可能財源等)	60,971,716 千円	(対前年度 △552,946 千円)
C (標準財政規模)	29,414,378 千円	(対前年度 +776,032 千円)
D (算入公債費等の額)	3,935,890 千円	(対前年度 △111,976 千円)

$$\underline{\underline{(A - B) \div (C - D) \times 100 = 15.3\%}}$$

(小数点第2位切捨)

(参考)

A (将来負担額)	64,873,250 千円 (対前年度△120,861 千円)
地方債の現在高	41,615,794 千円 (対前年度 +678,238 千円)
債務負担行為に基づく支出予定額	1,546,920 千円 (対前年度 △348,436 千円)
公営企業債等繰入見込額	11,796,059 千円 (対前年度 △535,804 千円)
組合負担等見込額	4,293,955 千円 (対前年度 +26,192 千円)
退職手当負担見込額	5,620,522 千円 (対前年度 +58,949 千円)
(一般会計等対象 722 人)	

B (充当可能財源等)	60,971,716 千円 (対前年度 △552,946 千円)
充当可能基金	7,308,642 千円 (対前年度△560,160 千円)
(財政調整基金など 29 基金 R 7 末残高)	
充当可能特定歳入見込額	12,580,707 千円 (※将来推計額)
	(対前年度 △281,164 千円)
(うち都市計画税 11,631,998 千円、うち公営住宅の賃貸料等 948,709 千円)	
基準財政需要額算入見込額	41,082,367 千円 (※将来推計額)
	(対前年度 +288,378 千円)

実質公債費比率及び将来負担比率 県内市町比較表（令和6年度決算・確報値）

1 実質公債費比率

順位	令和6年度(確報)		順位	令和5年度(確報)	
1	森町	12.8	1	森町	12.9
2	裾野市	11.6	2	裾野市	12.2
3	小山町	10.5	3	吉田町	10.7
4	御殿場市	10.3	4	御殿場市	10.4
4	吉田町	10.3	5	小山町	10.3
6	菊川市	8.1	6	菊川市	8.9
7	掛川市	7.9	7	掛川市	7.9
8	東伊豆町	7.3	8	南伊豆町	7.6
9	伊豆の国市	7.2	9	東伊豆町	7.4
10	下田市	7.0	10	伊豆の国市	7.2
11	南伊豆町	6.9	11	下田市	6.8
12	伊豆市	6.7	12	三島市	6.4
13	三島市	6.5	12	伊豆市	6.4
13	伊東市	6.5	12	清水町	6.4
15	清水町	6.1	15	焼津市	6.3
16	牧之原市	6.0	16	静岡市	6.1
17	静岡市	5.9	17	伊東市	5.9
18	島田市	5.7	17	河津町	5.9
18	焼津市	5.7	19	島田市	5.8
18	河津町	5.7	19	牧之原市	5.8
21	松崎町	5.5	21	松崎町	5.3
22	湖西市	5.3	22	袋井市	5.1
23	函南町	5.2	22	函南町	5.1
24	袋井市	4.9	24	藤枝市	5.0
25	富士市	4.8	25	湖西市	4.9
26	藤枝市	4.7	26	沼津市	4.6
27	西伊豆町	4.4	27	熱海市	4.3
28	熱海市	4.3	27	西伊豆町	4.3
29	沼津市	4.2	29	浜松市	3.8
30	富士宮市	3.6	29	富士市	3.8
31	長泉町	3.4	31	富士宮市	3.4
32	浜松市	3.3	32	長泉町	1.6
33	川根本町	2.4	33	御前崎市	1.0
34	御前崎市	2.2	33	川根本町	1.0
35	磐田市	0.4	35	磐田市	0.9

2 将来負担比率

順位	令和6年度(確報)		順位	令和5年度(確報)	
1	伊豆市	68.6	1	富士市	63.8
2	袋井市	62.7	2	袋井市	52.5
3	富士市	59.8	3	下田市	46.8
4	小山町	51.2	4	伊豆市	46.0
5	下田市	50.8	5	静岡市	31.9
6	静岡市	30.9	6	小山町	30.7
7	森町	30.4	7	森町	28.4
8	函南町	28.3	8	伊豆の国市	27.5
9	三島市	28.1	9	裾野市	27.3
10	御殿場市	21.3	10	三島市	26.2
11	裾野市	20.7	11	東伊豆町	20.0
12	清水町	18.4	12	吉田町	18.7
13	沼津市	17.9	13	函南町	17.2
14	伊豆の国市	17.0	14	掛川市	15.6
15	湖西市	15.1	15	清水町	14.9
16	吉田町	14.5	16	沼津市	12.1
17	掛川市	14.1	17	御殿場市	11.0
18	長泉町	13.0	18	島田市	9.3
19	東伊豆町	11.1	19	湖西市	2.4
20	島田市	7.0	20	浜松市	—
21	磐田市	0.4	20	熱海市	—
22	浜松市	—	20	富士宮市	—
22	熱海市	—	20	伊東市	—
22	富士宮市	—	20	磐田市	—
22	伊東市	—	20	焼津市	—
22	焼津市	—	20	藤枝市	—
22	藤枝市	—	20	御前崎市	—
22	御前崎市	—	20	菊川市	—
22	菊川市	—	20	牧之原市	—
22	牧之原市	—	20	河津町	—
22	河津町	—	20	南伊豆町	—
22	南伊豆町	—	20	松崎町	—
22	松崎町	—	20	西伊豆町	—
22	西伊豆町	—	20	長泉町	—
22	川根本町	—	20	川根本町	—